

NEWS LETTER



“認知症が心配な母”の財産を働かない兄があてにしており心配

～遠く離れて住むわたしが出来る何か良い方法はありますか？～

一般社団法人 相続診断協会(所在地：東京都中央区、代表理事：小川 実)は、大きな社会問題である認知症などによって物事の判断能力が十分でなくなる前に、本人自身が任意後見制度や法定後見制度の利用・検討する事を推奨しています。

相続 Q&A

母（82歳）と亡き父の間には、長女の私（相談者；49歳）と長男の兄（52歳）がいます。母は、都内の一軒家（7,000万円相当）に住んでいます。私は結婚して九州に住んでいます。兄は結婚して子供がいるにもかかわらず、27年前から仕事をしておらず、母所有のマンション（3,000万円相当）に家族で住み、さらに毎月15万円の生活費を母から受け取っています。

どうやら、兄は、母所有の兄家族居住のマンションを売却して、母の住む都内の一軒家に引っ越す計画を立てているようです。このままでは、母の年金や老後の生活費、老人ホームの入居費等を兄家族が食い潰す可能性があります。私は遠く離れた九州に住んでいるため監視することができません。何か良い方法はありますか？



回答・解説

母に意思能力がしっかりある場合には、**任意後見制度※1**の利用をお勧めします。

母が軽い認知症等により意思能力が不十分である場合には、**法定後見制度※2**の利用を検討すべきです。

※1 任意後見制度とは・・・本人自身が将来判断能力が十分でなくなった場合に備え、本人自身（委任者）があらかじめ契約（任意後見契約）によって後見人（任意後見人）を選任しておく制度です。任意後見契約は、必ず公正証書によって行わなければならない、任意後見人は、任意後見契約に定められた法律行為について代理権を行使することができますが、法定後見人と異なり、同意権、取消権はありません。

母に意思能力がしっかりある場合には、その自由な意思に基づいて長男にある程度の財産を渡すことは誰も制限することはできません。しかし、任意後見契約において、財産管理や不動産の処分について定めておけば、母の意思能力が不十分となった場合、任意後見人が任意後見監督人の同意を得て、それらの行為を代理することになります。それにより、母の財産を長男が好き勝手に処分することはできなくなります。

※2 法定後見制度とは・・・認知証, 知的障害, 精神障害などによって物事の判断能力が十分でない方について, 家庭裁判所の関与により本人の権利を守る援助者(法定後見人)を選ぶことで, 本人を法的に支援する制度です。法定後見人は, 本人の判断能力により, 「後見」, 「保佐」, 「補助」の3類型に区分されます。

法定後見人には, 財産の価値が損なわれないように維持したり, また財産の性質が変わらない範囲でこれを利用したりすることもできる財産管理権があるため, 法定後見人の就任時より, 母の財産を長男が好き勝手に処分することはできなくなります。

心がけたいポイント

本事例は, 母にもの忘れ等の記憶障害がみられるため, おそらく法定後見制度の利用対象者と思われます。母の意思(判断)能力の不十分に乘じて, 長男家族が好き勝手に母の財産を浪費し, 母の老後の資金が底をつくこと, 更には長女が老後の資金を負担しなければならない事態が生じないかまで, 相談者の長女は心配されていました。しかし, 遠方に住んでいるため, どうすることもできずに途方にくれていたところ, 相続診断士に出会い, 本件相談に至りました。相続財産を浪費する相続人がいると, 後に争いとなる可能性が非常に高く笑顔相続の実現は困難となります。

1. 任意後見制度や法定後見制度を理解し、家族で話し合い、利用することを検討しましょう。

本人の財産を守り, 本人の豊かな老後の実現を目指し, 本人はもちろん, その相続人も安心してその老後を見守れるはずです。

2. 家庭裁判所や専門職後見人(司法書士, 社会福祉士, 弁護士等)と相談しながら進めることも視野に入れましょう。

本事例の長男は任意後見制度や法定後見制度の利用に反対をしたり, 成年後見人に対して嫌がらせ等を行う可能性があります(実際に多いです) その場合は専門家と相談しながら進める事も大切です。

相続対策や生前贈与に関しては, 様々な状況によって必要な手続きや心がけたい点が変わります。大切なご家族の為にも, 思いもよらぬ事態にならないよう, 専門家や身近な相続診断士に相談して, 「笑顔相続」対策を進めていきたいものです。

【「相続診断士」とは】

相続は, 民法や相続税法などの正しい知識がないため, 生前の準備を怠り, その結果, 亡くなった後, 身内が揉めたり, 多額の相続税で苦労をすること多くあります。

「相続診断士」は, 特に相続に重要な「民法・相続税法」など法律の正しい理解と, 「正しい遺言書の書き方」「エンディングノートの普及と書き方の指導」等々の周辺知識など多岐にわたる知識を習得, 研鑽を続け相続に関する多岐にわたる問題を理解し, 一般の方への啓蒙活動を行います。

問題の解決方法として, 税理士以外で相続の有る一定以上の知識者が一次対応を行っていく事で問題解決していくと協会は考えています。そして, 将来相続で困りそうな方と相続に詳しい「専門家」をつなぐ『笑顔相続の道先案内人』として社会的な役割を担います。

【相続診断士試験の実施方法】

CBT方式による個別受験または団体受験

CBT 方式とは？

Computer Based Testing の略称でコンピュータ試験による全国会場型随時試験です。全国 130 ケ所以上の会場で、好きな場所、好きな時間に随時試験を受けることができます。

試験会場	全国 198 ケ所以上を予定（順次増設予定）
申込方法	受験者の方がインターネット経由にて直接申し込み
受験料の支払い	クレジットカード・コンビニ払い／Pay-easy（ペイジー）
当日の持ち物	写真付き身分証明書 もしくは本人確認書類
試験時間	60 分
試験形式・問題数	コンピュータによる〇×、三択一、穴埋め方式、合計 60 問
合格基準	70 点
受験料	37,800 円（税込） 基本テキスト・テキスト 3 時間講義 DVD・受験料・資格認定料 含む
年会費	なし
更新料	16,200 円（2 年・税込）

団体受験は受験希望者様 10 名以上で団体受験可能となります。

受験希望者は本部事務局（03-6661-9593）までお問合せ下さい。

【会社概要】

名称：一般社団法人 相続診断協会（<http://www.souzokushindan.com>）

代表者：代表理事 小川 実

所在地：〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9-7 階

設立：2011 年 12 月

事業内容：相続診断士検定試験の実施及び資格の付与、相続診断士を育成するための研究会の企画及び実施、相続に関する税務、法務その他の各種セミナーの企画及び実施、弁護士、司法書士、税理士、行政書士その他相続手続に關与する専門家の紹介 等

<本件に関するお問合せ先>

一般社団法人 相続診断協会 広報担当：齋藤

TEL.03-6661-9593 FAX.03-6661-1196 MAIL.info@sozokushindan.com